

下関市総合計画審議会

第2回やさしさ部会

議事要旨

日 時 令和6年5月22日(水) 午後2時～4時30分

場 所 下関市役所本庁舎5階大会議室

出席者 藤澤委員、中山委員、畚野委員、波佐間委員、伊藤委員、
井上委員、齋藤委員

オブザーバー 関係部局

議 題

- 1 本日の審議(素案7章2節～6節)
- 2 第1回の振り返り(委員意見への対応と素案修正)
- 3 担当章全体の振り返り
- 4 今後の予定

1 本日の審議（素案7章2節～6節）

【第7章2節公衆衛生の充実】

（委員）

○公衆衛生の充実に公共トイレの整備を追加いただけないか。排泄物は全ての人に当てはまるもので、伝染病などの大きな原因でもあり、公衆衛生の充実の項目には必要と考えている。なお、災害時のトイレの確保も大切であり、地震に対する水道・電気のストックの対策も記載いただきたい。

（保健部）

○公衆衛生の充実における公衆トイレの整備についてのご意見で、現状公共トイレは各所管部局で管理している状況。保健部として、数が足りなかったため感染症が発生した蔓延したという事例は把握していないことから、公共トイレの整備という記載は考えていない。

一方、排泄物は感染症の原因の一つであり衛生管理が重要であることは認識しており、第4章1節の感染症予防にも記載があるように、手洗い等を含めた衛生管理に引き続き努めていきたい。

災害時トイレに関しては地域防災計画で、トイレの設置を行い、衛生管理の指導も行うことになっている。

（委員）

○市として公衆衛生の充実における現状と課題や取り組みの方向性として記載されているものは、その通りだと認識しているが、例えば動物愛護や墓地など、何故それをあげているのかについて、意図をお聞きしたい。

（保健部）

○保健部所管の部分では、食の安心安全、生活衛生、動物愛護となるが、いずれも基本的には法律を設け、国全体としてその安全性を確保する必要があるものを示している。

食品衛生であれば小さな店でも食中毒になるし、工場から出荷されて全国的に影響を与える

ような食中毒もあるので、しっかり水準を守るべきと考えている。生活衛生についても、昨今は環境状況が良くなり、あまり話題にはならないが、水準が保たれているということでもあり、項目に挙げている。

動物愛護管理は、近年動物を飼う人が増えており、動物愛護管理法ができた一方で、適正な飼育が出来ず悪臭や糞尿の始末が出来ないことになれば、感染症発生の恐れもあることから掲載している。

(委員)

○動物愛護に関する提案として、海外の事例に見られるようにペットショップでの販売規制をかけていく動きや、今後所得が上がるのが難しい中で、ペットを長く安心して飼うことが難しくなる状況がある。エサ代等を含め飼育代が必要となるので、動物を大切に扱う人向けの支援を何か入れ込めると良いのでは。

(部会長)

○海外の人が下関に働きにくる、あるいはすでに日本国籍を持って下関に住んでいる人数は把握しているのか。聞いた理由としては、宗教関係において埋葬問題は発生していないか。本市では火葬のみで土葬は無いのか。10年後を考えれば考慮も必要ではないか。

(市民部)

○全国的に海外から来た人の宗教により、お墓や葬祭などが問題となるケースが多いというニュースは把握しているが、本市ではそのような話は聞いていない。今後可能性はあるが、宗教に特化した斎場や墓地は今のところないのが現状。本市は条例上火葬となっており、実態として土葬は無いと考えている。現時点では検討していないが、今後考えるべき事例とは思う。

【第7章3節人権教育・啓発活動の充実】

素案を用いて、事務局より説明。

(部会長)

○現状と課題にあるように、インターネット等の誹謗中傷が後を絶たない状況という認識の中で、問題は大きくなっているのに対して、具体的な施策があまり変わってない。施策をより重点的にやることで大きくなった課題にも対応するということか。

(市民部)

○職員だけではなく市民への周知啓発が必要と考えている。実際に今も人権フェスティバルや各種の人権講座等を実施しているが、それを今まで以上にしっかり取り組むものと理解いただきたい。

【第7章4節男女共同参画の推進】

素案を用いて、事務局より説明。

(部会長)

○市役所の女性の管理職の登用率はどれぐらいか。市HPに掲載されているのか。国で集約してグラフを公表していると思うが報告しているのか。

(総務部)

○令和6年4月1日時点の女性管理職は33人で、管理職に占める女性の割合は13.5%、毎年度定期人事異動後に速報値として数値を公表している。また、「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市HPに公表するとともに、国にも報告している。(※数値は指導主事・下関商業高等学校教員を含まず)

(部会長)

○県知事も呼び掛けている、男性職員の育休取得率も公表されているか。

(総務部)

○子育てを地域全体で行うことが当たり前の社会の実現を目指して、山口県及び県内19市町により「やまぐち『とも×いく』共同アピールを実施したところである。この共同アピール

に沿って、本市では、男性職員の育休取得率 100%を目標としている。現計画が R6 年度までであり、実際の育休取得率は低いが、今後 100%になるよう、取組の整理を行い、庁内に周知をしていく。子育てはワンオペでなく男女ともに取り組むものという意識の醸成を図っていききたい。

(部会長)

○働き方改革として、市職員の勤務時間や時間外労働も改善されてきたか。

(総務部)

○働き方改革については、社会情勢に合わせて見直さないといけない一方で、アフターコロナで各事業も予算がついて本格化しているため、効率的に業務をすることが重要になってくる。併せて職員の定員管理もしているが、平成 17 年に 1 市 4 町で合併してから 20 年になる。職員の削減を行う中で、働き方改革や事業の実施において、様々な工夫が必要であり、柔軟に取組を進めてまいりたい。

(委員)

○男女ともに活躍することには企業側への働きかけが重要と考えている。修正提案として企業の働きかけ以外に、女性側もスキルを獲得する学びを得る機会や、学びやすい環境作りを入れても良いのではと考える。また、固定概念が変わりにくい中、早い段階で性差関係なく活躍出来る土壌作りを入れるのはいかがか。

(市民部)

○本市だけで進められる問題ではなく、ジェンダーギャップ指数で 146 か国中、日本は 125 位というのが現状。活躍したいと思う女性を受け入れる体制は必要だが、女性側にも活躍したいと思える意識づけが必要とも考えている。

その中で男女共同参画の啓発事業や講座も行っており、6 月には市民会館で「マイ・インターン」という男女共同参画に繋がる映画が上映されるが、男女ともに、仕事出来る意識づけが重要。

企業側への働きかけ、女性のスキル習得については産業振興部で実施しており、女性向け講座は年に数回実施している。

(委員)

- 「男女が互いに尊重し合い個性と能力を十分に発揮」という所に意見と修正提案がある。男女が互いに尊重するにはまず理解が必要で、「理解」という言葉を尊重の前に入れていただきたい。

特に男女の体の違い、私たちの世代は性教育がタブーな時代で自分の子供たちに性教育をすすめるのは、大変難しい世代と感じている。例えば企業、学校で性教育を掘り下げ、大人が説明しにくいテーマ、性病やジェンダーなどの問題を子供たちや親にも理解してもらう必要があるので、重点事業に性教育の実施を入れていただきたい。

(教育部)

- 学校教育においては広くジェンダー平等に向けた取り組みが必要であり、学校現場でも、中学校における、男女共通の制服の選択など、取組が始まっている。したがって、「性教育の実施」に特化して重点事業に記載しないこととするが、ご提案の「理解」という言葉を尊重の前に追記する。

【第7章5節地域のまちづくりの推進】

素案を用いて、事務局より説明。

(部会長)

- 住民自治によるまちづくりについて、約830あった自治会が約810に減少しているということか。

(市民部)

- 自治会は年々微減で減少傾向となっている。今までその自治会の主だった担い手役員が高齢化により続けられないことに加えて、後継者が不在で自治会自体を閉鎖しているケースが近

年見受けられる。また、自治会はあるものの、負担増を懸念して連合自治会に加入しないため、市が把握できないところもあると思われる。

(部会長)

○SNS を活用した地域コミュニティのデジタル化について、高齢化が進んで自治会の数自体が少なくなっている状況にある中で、SNS に不慣れな高齢者に対して SNS を活用することに違和感を覚える。様々なイベントや健康診断等の連絡を高齢者が SNS で自らが確認することに支障はないのか。

(市民部)

○高齢者の中に、スマートフォンを使うことに抵抗感を持つ方は一定数いるが、一方で使いこなしている高齢者もいる。しもまちアプリを使って市民に情報提供する中で、電子回覧板システムを導入したので今後推進していく。

自治会よりも大きなまちづくり協議会が市内に 17 あり、実証実験を投げかけており、山の田地区では取り組んでいただける予定。必ずしも高齢者が全員、デジタルツールが使えないという訳ではないが、進めるにあたっては、スマートフォンの使い方講座を中学生が先生になって高齢者に教えるなどの取り組みも進めていきたい。

(部会長)

○まちづくり協議会は、平成 28 年に市内 17 地区であるが、地区の増減はあるか。

市報等についても、今後デジタル化になっていく方向性という認識でよいか。

(市民部)

○まちづくり協議会に関しては 17 地区で増減はないが、活動にばらつきはある。

すでに市報については HP での閲覧は可能となっているが、紙ベースの市報を連合自治会に委託して自治会単位で配布している。また、急にすべてをデジタル化するのではなく、紙媒体での情報提供も併用しながら進めたい。

(委員)

○現状と課題に対する、具体的な施策は関連個別計画に記載のまちづくり推進計画に細かく記載されている認識で良いか。

現状と課題から出てくる取り組みの方向が、まちづくり協議会の支援しか記載がないため、疑問を持った。その他のことは、どこに掲載されるのかが気になる。

(市民部)

○住民自治によるまちづくり推進計画を策定する方向で、個別計画に詳しく記載することを検討している。

この節はまちづくり協議会への支援について記載しており、第6節以降により大きな意味での市全体の市民活動支援として掲載している。第5節は地区単位のまちづくりのこと、第6節は地区に限定しない市全体、一般的なものと考えていただきたい。

(委員)

○SNSの部分の意見として、市内全体を見た時に山の田地区は様々な動きが非常に進んでいると感じる。コロナ禍でSNSが使えない高齢者は困り、使えるように学習してきた。そのサポートの成果として山の田地区は進んだ取組をしてきた。

意見としては、SNSのみではなく、デジタルを扱えない人もいることを前提としつつ、施策でも資料提供など行うことも必要だと考える。また、自主財源確保の推進については、まちづくり協議会が自主財源を確保するための様々な取組に求めている理解でよいか。協議会に補助金、活用動資金等が提供されているのは把握しているが、ご教示いただきたい。

(市民部)

○各まちづくり協議会には交付金として定額180万円と世帯あたり125円の財源があり、その他活動に応じて交付金を加算することもあるが、使途に一定の制限がある。活動の幅を広げるため、第2次住民自治によるまちづくり推進計画においても、自主財源確保を推進項目としており、「自主財源確保」を記載した。

例えば寄付金やクラウドファンディング。まちづくり協議会は令和4年度に寄付を募り約40万円を29団体から集めた実績がある。

庁内的にコンセンサスは取れていないが、今後コミュニティ施設が出来る予定の中、コミュニティ施設の指定管理により財源が生まれるのではと考える。

(委員)

○まちづくり協議会の運営にあたり補助金に依存せず、自主財源を確保しながら自立を推進すると意味合いがあるという理解でよいか。

(市民部)

○すぐには難しいと思うが、そのような目標を立てて運営いただくことを期待する。

(部会長)

○第5節と第6節の内容を見ると、節を分ける必要があるのかと疑問を感じる。地域のまちづくりの推進と市民活動支援、要するに市民の自治活動の推進に置き変わるのではないと感じる。

第5節は住民自治のまちづくり協議会を中心に、第6節の方は自治会も含めた市民活動、下関市民活動センターを中心に、これを両方合わせ市内の自治活動は市民がやるというテーマであればまとまると思うが、そのような考え方はなかったのか。

(市民部)

○分けた理由は、各節ごとに中心となる計画があり、第5節は「住民自治によるまちづくり推進計画」が軸で、まちづくり協議会が主体となり、住民が主体となり、自分たちの生活に関わること、身近な地域の課題を解決し、市と住民が地区の必要性に応じたきめ細かなまちづくりを推進することを目的としている。

第6節での「市民活動促進基本計画」はボランティア団体やNPO法人等の市民活動団体が市民や企業行政等の多様な主体と連携し課題の解決に取り組むことが出来るように、市民が社会課題に対して自分事として関わり、多様な主体との様々な連携から生まれる相乗効果や

新たな価値の創出につながる場作りを目指すことが目的となっている。

今回のご指摘を踏まえ、2つの節を1つの節に統合する。

【第7章6節 市民活動支援の推進】

素案を用いて、事務局より説明。

(部会長)

○しものせき市民活動センターの登録団体数はどれくらいか。市民活動支援補助金は、市から出る補助金か。

(市民部)

○市民活動センターの登録団体は令和6年3月末で243団体で、以前と比べて微減している。支援補助金については、ご質問の通り。

(部会長)

○ボランティアギルドについて説明いただきたい。

市内の大学・短大とも連携して欲しいが、一方で団体により対応がまちまちであることも懸念される中、良いマッチングを期待する。

(市民部)

○ボランティアして欲しい団体とボランティアしたい個人を繋ぐ仕組みと考えていただきたい。市民活動センターのホームページにおいて、ボランティアチャレンジ・ボランティアギルドに登録可能。

2 第1回の振り返り（委員意見への対応と素案修正）

(部会長)

○報道にもあったように、こども家庭庁が自治体向けのこども計画のガイドラインを作成するよう、今後10年を考えれば、こども基本法を何らかの形でいれるべきではないか。現在、

教育部では、こども基本法についてはあまり触れていないが、こども未来部・教育部と分けて、第3章<方向性>に記載しておいた方が今後対応しやすいのではないかと考える。

(教育部)

○こども未来部とも協議し、ご提案のように第1節には入っているものが、第2節にはこども基本法や子ども対応に関する記載がないとのご意見に対して、第3章<方向性>に共通のものとして追加記載する。

(委員)

○受援力については意識差に関係なく、他者やサービスに頼る状況状態をつくることが重要。他者に助けを求めるとかサポートを受けとめるという言葉が前面に出ると、弱いものが何かに頼るイメージにつながりかねないと感じるので、書き方の検討・工夫しても良いのでは。

(こども未来部)

○受援力をそのまま使おうとは思ったが、市民へのわかりやすさを考え、実際に声をあげること、支援を受ける側の環境の構築が重要と考えた。委員の考えとマッチしていると思うが、表現変更の提案があればうかがいたい。

(委員)

○お母さんだけでも育てられないし、夫婦だけでも育てられないことをまず市民に共有した方が良い。その中で支援なり支援サービスを受けることが当たり前、それを踏まえて子育てをしていく、孤独の孤にならない所を強調できるような書き方で少し柔らかく表現できれば良い。

10年後を考えれば、受援力はこの2、3年で一般化してくるかと思う。

(こども未来部)

○災害などで、受援力というワードは浸透してきたが、子育ての中ではまだ浸透していない。子育てが孤独にならないように、他者の力を借りながら、などのワードを検討したい。

(副部会長)

○修正案に「いじめの根絶」が入ったが、SNS上のいじめ問題が深刻化していると耳にするので、道徳授業の充実を図るのであれば、SNSの関わり方等の教育の推進なども記載いただけないか。

(教育部)

○SNSの取り扱いについては学校・地域等と連携してリーフレットを使って正しい使い方について日頃から教育をしているところだが、様々な方法の1つのだと思っており、道徳教育全体の推進の中で触れていくものの、特出での記載は現在考えていないことをご理解いただきたい。

(委員)

○市の設置する学校として、下関商業高校は老朽化していると聞くと聞くと、環境整備はいかがか。

(教育部)

○近年は環境整備として、トイレ等も含めて下関商業の整備にも取り組んでいる。併せて総合計画の中では教育環境の整備が小中学校中心に見えやすいが、教育環境の整備には各種学校を含んでいる。特に下関商業高校の記載がキャリア教育しかないが、環境整備は全体的に取り組む方向性で間違いない。

(部会長)

○方向性としては支援体制の整備、そして調整を行う体制づくりの推進、支援につなげるための体制づくりの3つだと考えるが、重点事業の「包括的な相談窓口」の担当部局は福祉部・保健部・こども未来部と横断的に記載されているが、具体的にはどのような案なのか。市民への市報やホームページでの周知広報を検討しているか。

(福祉部)

○高齢者は地域包括支援センターや庁内の窓口、子どもの分野は相談窓口など、従来の窓口を利用しつつ、目に見えない部分の相談も受け付ける、例えば、高齢者の窓口相談をきっかけ

にヤングケアラーに対応するように関係部署が連携して、家庭への支援をしていく流れを想定している。

既にあらゆる相談を受け付ける重層的支援体制の構築と、関係部局において研修会や勉強会を行っており、今後市民に対しても分かりやすく周知できるように努めたい。

(福祉部)

○市民の方にある市報やホームページでお知らせすることもある。既にある程度関係部局の方にあらゆる相談を受け付けるように重層的支援体制ということこれから行っていく。それに伴い関係部局の研修会や周知の勉強会等を行っており、市民の方に対し分かりやすく周知できるように努めたい。

(委員)

○「地域作りに向けた支援」について、居場所作りや支援拠点の充実とあるが、具体的にイメージしていることがあるか。

(福祉部)

○今後新しく仕組みを作っていくところであるが、すでに高齢者の通いの場やまちづくりの居場所などがある中で、子どもから高齢者まで多世代が交流できる場を今後関係部局と検討しつつ、目指していきたい。

(委員)

○今後、民間団体がそうした場を作りたい時の補助や、一緒に取り組む仕組みも検討しているのか。

(福祉部)

○予算については今後の話になってくるが、行政だけでは取り組めないため、民間の力添えは必要。また地域づくりということで民間だけでなく、地域の力添えも必要なので、それらを含め、今後どのような体制、仕組、補助があれば良いのかを検討する。

(委員)

○部会長の質問の確認になるが、新しく全対応型の窓口を作るのではなく、既存の窓口に対して研修やマニュアルを配布しながら対応出来るようにするという認識でよいか。

(福祉部)

○その通り。

(委員)

○4章6節の追加について、福祉部から〈現状と課題〉の重層的支援体制のキーワードの説明があった。これは社会福祉協議会も関わっているが、窓口が他部局との関わりを持ち、相談者が困って相談した窓口が親身になって対応するのが重層的体制であり、その辺をもっと詳しく説明があると皆さんが分かりやすいと感じた。重要であるのに、市民がこの部分を読んだ時、理解が難しいと思うので、表現を検討いただきたい。

(福祉部)

○新たに節の追加にあたり、1つの事業を掘り下げて細かく書くことについて、他とのバランスの関係でこのような記載となった。いただいた意見について検討した結果、取組の方向について、各相談窓口での取り組み内容について、加筆いたします。

(部会長)

○③地域づくりに向けた支援について、孤立化を防ぐ意味では、地域のまちづくりの推進と関係が深いと思う。第4章ではあるが追加の部分を繋げる形での記載は難しいのか。

(福祉部)

○事務局より説明があったように、従来の総合計画は高齢者・障害者・子どもなど縦の視点での章立てであったが、この節は横串として記載した。

他部局に出てくるキーワードや事業、例えば重点事業にある子ども家庭センターは子どもの章にも出ているように、両方重複しているようなものも多々ある。

ご意見のようにまちづくりの部分も、本節の地域づくりに向けた支援の中では必要な一要素

であるので、具体的に「まちづくり」を記載するのか、現状の「支援」という形に付け足して理解しやすくした方が良いのかを検討した結果、まちづくりを担う団体等との連携について記載を修正した。

3 担当章全体の振り返り

(委員)

○先ほどの「他者に助けを求める」というのは直接的ではないかと発言した部分、言い回しを提案する。

【子育てをする当事者、夫婦だけではなくその支援制度やサービス、他者の力を上手に活用していくことが大切であるとともに、・・・】

という表現にすると理解しやすいかと思う。

また、配偶者だけでなく、父親・父子などを用いてもらえれば良いと思った。

4 今後の予定

以上